(単位:円)

	占用物件等	単位	占用料
法第	第1種電柱	1本につき	5 1 0
3 2 条	第2種電柱	1 年	7 9 0
第 1 項	第3種電柱		1, 100
第 1 号	第1種電話柱		4 6 0
に掲げ	第2種電話柱		7 3 0
る工作	第3種電話柱		1, 000
物	その他の柱類		4 6
	共架電線その他上空に設ける	長さ1mに	5
	線類	つき1年	
	地下に設ける電線その他の線		3
	類		
	路上に設ける変圧器	1個につき	4 5 0
		1 年	
	地下に設ける変圧器	占用面積1	2 7 0
		m²につき 1	
		年	
	変圧塔その他これに類するも	1個につき	9 1 0
	の及び公衆電話所	1 年	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		3 8 0
	広告塔	表示面積1	1, 900
		m²につき1	
		年	

	その他のもの	占用面積1	9 1 0
		㎡につき 1	
		年	
法第	外径が0.07m未満のもの	長さ1mに	1 9
3 2 条	外径が 0.07 m以上 0.1 m	つき1年	2 7
第 1 項	未満のもの		
第 2 号	外径が 0.1 m以上 0.1 5 m		4 1
に掲げ	未満のもの		
る物件	外径が 0.15 m以上 0.2 m		5 5
	未満のもの		
	外径が0.2m以上0.3m未		8 2
	満のもの		
	外径が0.3m以上0.4m未		1 1 0
	満のもの		
	外径が 0.4 m以上 0.7 m未		1 9 0
	満のもの		
	外径が 0. 7 m以上 1 m未満		2 7 0
	のもの		
	外径が1m以上のもの		5 5 0
法第	自動運 法第2条 地下に		3
3 2 条	行補助第2項第一設ける		
第 1 項	施設 5号に規 もの		

第 3 号	定する自	その他		9
に掲げ	動運行装	のもの		
る施設	置による			
	検知の対			
	象として			
	設置する			
	導線その			
	他の線類			
	道路の構	造又は交	1本につき	7 3 0
	通の状況	を表示す	1 年	
	る標示柱	その他の		
	柱類			
	その他の	上空に	占用面積1	4 6 0
	もの	設ける	㎡につき 1	
		もの	年	
		地下に		2 7 0
		設ける		
		もの		
	その他のもの			9 1 0
法第32条第1項第4号に掲げる施設			9 1 0	
法第	地下街及び地下室 階数が			A 12 0. 0 0 5
3 2 条		1 0 5		を乗じて得た
第 1 項		0)		額
第 5 号		階数が		A 1 2 0 . 0 0 8
に掲げ		2 0 5		を乗じて得た

る施設		0		額
		階数が		Aに0.01を
		3 以上		乗じて得た額
		のもの		
	上空に設ける通路			9 3 0
	地下に設ける通路			5 6 0
	その他のもの			9 1 0
法第	祭礼、縁日その他の	催しに際	占用面積1	1 9
3 2 条	し、一時的に設ける	もの	m²につき 1	
第 1 項			日	
第 6 号	その他のもの		占用面積1	1 9 0
に掲げ			㎡につき 1	
る施設			月	
施行令	看板(アーチである	一時的	表示面積1	1 9 0
第 7 条	ものを除く。)	に設け	㎡につき 1	
第 1 号		るもの	月	
に掲げ		その他	表示面積1	1, 900
る物件		のもの	㎡につき 1	
			年	
	標識		1本につき	7 3 0
			1 年	
	旗ざお	祭礼、縁	1本につき	1 9
		日その	1 目	
		他の催		
		しに際		

		し、一時		
		的に設		
		けるも		
		0		
		その他	1本につき	1 9 0
		のもの	1 月	
	幕(施行令第7条第	祭礼、縁	その面積1	1 9
	4号に掲げる工事	日その	m²につき 1	
	用施設であるもの	他の催	日	
	を除く。)	しに際		
		し、一時		
		的に設		
		けるも		
		0		
		その他	その面積1	190
		のもの	㎡につき 1	
			月	
	アーチ	車道を	1 基につき	1, 900
		横断す	1 月	
		るもの		
		その他		9 3 0
		のもの		
施行令第	7条第2号に掲げるエ	作物	占用面積1	9 1 0
施行令第	7条第3号に掲げる施	設	㎡につき1	A 12 0 . 0 3 3
			年	を乗じて得た
			年	を乗じて得た

				額
施行令第7条第4号に掲げる工事用施設			 占用面積 1	1 9 0
及び同条第5号に掲げる工事用材料		m²につき1		
施行令第			 月	9 1
	第7号に掲げる施設			
施行令		かば ぬ	 占用面積1	A (
, , ,				
第 7 条				を乗じて得た
第 8 号	を除く。)に設けるも	5) <i>(1)</i>	年	額
に掲げ	上空に設けるもの			Aに0.023
る施設				を乗じて得た
				額
	地下(トンネルの上	階数が		A 1 C 0 . 0 0 5
	の地下を除く。)に	1 のも		を乗じて得た
	設けるもの	Ø		額
		階数が		A 12 0. 0 0 8
		2 0 5		を乗じて得た
		0		額
		階数が		Aに0.01を
		3 以上		乗じて得た額
		のもの		
	その他のもの			A 1 0 . 0 3 3
				を乗じて得た
				額
施行令	建築物			A 1 2 0 . 0 1 6
第 7 条				を乗じて得た

第 9 号		額
に掲げ	その他のもの	A 1 2 0 . 0 1 2
る施設		を乗じて得た
		額
施行令	トンネルの上又は高架の道路	A 1 2 0 . 0 1 6
第 7 条	の路面下に設けるもの	を乗じて得た
第 1 1		額
号に掲	上空に設けるもの	A 1 2 0 . 0 2 3
げる応		を乗じて得た
急仮設		額
建築物	その他のもの	A 1 2 0 . 0 3 3
		を乗じて得た
		額
施行令第7	7条第12号に掲げる器具	A 1 2 0 . 0 3 3
		を乗じて得た
		額

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供す る電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)の

うち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 表示面積、占用面積若しくは占用物件等の面積若しくは長さが1㎡若しくは1m未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1㎡若しくは1m未満の端数があるときは、1㎡又は1mとして計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件等に係る占用の期間が 1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月 割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月として計 算し、占用料の額が月額で定められている占用物件等に係る占用の期間 が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、 1月として計算するものとする。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行し、この条例による改正後の古賀 市道路占用料徴収条例の規定は、同日以後の占用料について適用する。